

「仲直り」(マタイによる福音書五章二一―二六節)

1 イエスの律法観

山上の説教を先週から取り上げています。〈山上の説教〉というのは、マタイによる福音書五章から七章までに書いてあるもので、ガリラヤの丘でイエスが話された教えのことです。今日に至るまでイエスの教えを代表するものとして重んじられてきたものです。

先週は、その中から、〈地の塩、世の光〉という言葉を取り上げました。これなどはキリスト教学校の標語としてよく用いられています。

また皆さんよくご存じの〈主の祈り〉、これも山上の説教の中でイエスが教えてくださったものです。

あるいは七章に〈真珠を豚に投げてはならない〉という言葉が出て来ます。世界のどこでも使われている言葉ですが、出所がここだということを知っている人は多くないかも知れません。

さて山上の説教のイエスの教えを理解するためにあらかじめ押さえておきたいことがあります。それは旧約の教えについてのイエスの考え方です。一つ前の段落の、一七節をお読みします。

わたしが来たのは律法や預言者を廃止するためだ、と思ってはならない。廃止するためではなく、完成するためである(五・一七)。

これはイエスの言葉です。ここにある「律法や預言者」、これは旧約聖書を指しています。旧約には、たくさん律法、あるいは掟と呼ばれるものがあります。同じくたくさん預言者の言葉があります。そうしたものを全部ひっくるめて「律法や預言者」と言っています。

イエスはこの一七節で二つのことを言っています。一つは、旧約の律法、掟など、わたしはこれを無効にしたり廃止したりしない、否定するために来たのではないと言っています。

しかしそれだけではありません。もう一つのことをイエスは言っています。それはそうした旧約の律法や掟、そして預言者の数々の言葉を、「完成する」ために来たのだとも言っています。

この〈完成〉という言葉、ここからは、何か不足しているものがある、だから加えられなければならないというような感じを受けますが、そうではなくて、真理を証明する、実証する、あるいはもう少し大胆に言えば、命を吹き込むというような意味です。自分はそのために来た。あるいは、こういう言い方がいいかどうか分かりませんが、暗いままそこにある蛍光灯の管に、スイッチを入れて輝かせるといような意味です。さてそうした命の吹き込まれるべき神の律法、掟、その具体的な例、最初の例が、今日の箇所です。

あなたがたも聞いているとおり、昔の人は「殺すな。人を殺した者は裁きを受ける」と命じられている。しかし、わたしは言っておく。兄弟に腹を立てる者はだれでも裁きを受ける。兄弟に「ばか」と言う者は、最高法院に引き渡され、「愚か者」と言う者は、火の地獄に投げ込まれる(二一〜二二節)。

ここで命が吹き込まれるべき神の律法としてイエスが最初に取り上げたのは、〈殺人〉に関する掟でした。

「殺すな」という掟は、私ども、旧約では、出エジプト記で十戒の第六番目の戒めとして最初に出会います。「人を殺した者は裁きを受ける」という掟にも、旧約の命記などで出会います。

これに対するイエスの言葉の中で、私ども何より注目しなければならぬのは、イエスが「殺す」と「腹を立てる」(怒り)とを〈等値〉、つまり同じと見ていることです。なぜなら、この二つの行為は、どちらも同じ裁きを受けるべきだと見なされているからです。

2 〈殺すこと〉と〈腹を立てること〉

イエスは、〈殺すな〉という戒めとともに、人の心の中まで降りていきます。それによって問題にしようとしているのは、あるいは明るみに出しているのは人間の〈怒り〉です。

イエスの周りでその説教を聞いていた人たちの中には、〈殺すこと〉と〈怒り〉(腹を立てること)とは別だと考えていた人が、おそらくほとんどすべてではなかったかと思えます。

彼らは心の中でこう反論します。腹は立てても殺したりはしていない、と。私の中に、ある人に対する怒りはなるほどある、いつも腹立たしく感じている、それは認めよう。顔を見ると悪口を言い、嫌みを言うこともあるかも知れない。でも殺したりはしていない。だから〈殺すな〉という神の命令には背いていない。立派な人間ではないとしても、〈殺すな〉という律法は守っているから、神によって私は受け入れられているはずだと。

聖書が記録している最初の殺人事件は、カインによるその弟アベルの殺害です。創世記四章にあります。カインは、アダムとエバの長男です。詳しいことは申しませんが、その殺人は怒りによって引き起こされたこと、その怒りは罪から来ていることを聖書は教えています(創世記四・七)。

怒りは、人間の法的な裁きの対象には、基本的にはならないでしょう。心の内側のことですから。しかし人を殺すことと怒りとはイエスによれば同じなのです。神は人間に、〈殺すな〉という命令をもって殺人を禁じつつ、兄弟を与えてくださっています。この兄弟の命の主は神です。神がこの兄弟の生と死の支配者です。人は兄弟を殺すことによって、命の主の主権を犯し、命という神が与えてくださった兄弟と私の〈境界〉を踏み越えるのです(ボン・ヘッファー)。そして境界を破ることは怒りにおいて

すでに起こっているのです。

怒りは、カインにおいてそうであつたように腹を立てているその人において、人を殺すことへと誘うだけではありません。怒りの言葉を受けた人が死んでしまう時があるのです。そのとき正当な怒りと不当な怒りの区別はありません。怒りは、いつも、他人の命の破滅をはかる行為なのです。

イエスはここで怒りの言葉を問題にします。それは人を殺すといった暴力とは関係ないと思われているものです。

二つの言葉が問題になっています。〈ばか〉という言葉と〈愚か者〉という言葉です。もとの言葉では前者が〈ラカ〉、後者は〈モーレ〉です。ヘブライ語の音写だといわれます。どちらもつい口をついて出る軽い言葉です。その意味でラカとモーレには違いはないと言われます。しかし敢えていえば、〈ラカ〉よりは〈モーレ〉のほうが、軽いのです。

ところが、その言葉の軽さにまさに反比例して、受ける罰は重くなります。〈ラカ〉と言う者は〈最高法院に引き渡され〉、もつとも軽いはずの〈モーレ〉と言う者は、ついには〈火の地獄に投げ込まれる〉というのです。軽い言葉にひそむ問題が明るみに出されます（ヤコブ三・五以下）。

こうしてイエスの説教を聞いていた人々、そこには、むろん弟子たちもいたわけですが、彼らはみな、兄弟に腹を立てることにおいて、〈殺すな〉という戒めに反していることを、その自分こそ、まさに裁かれるべき人間であることを悟らないわけにはいかなかったのです。

3 一緒に道を行く

怒りにおいて破れた、こうした兄弟との、こうした姉妹との関係を、私ども、しばしば、神関係によってごまかそうとします。

しかし、自分をごまかせても、神をごまかすことはできません。このようにして兄弟に怒りを向ける者、悪口をいう者、人々の前でののしつたりする者は神への道も断たれます。

だから、あなたが祭壇に供え物を献げようとし、兄弟が自分に反感を持っているのをそこで思い出したなら、その供え物を祭壇の前に置いて、まず行って兄弟と仲直りし、それから帰って来て、供え物を献げなさい（二三〜二四節）。

当時のユダヤの人々、とり分けエルサレムに住む人は、毎日、しかも日に何回も神殿に詣（もう）でて、犠牲をささげていました（使徒言行録二・四六他）。そこに彼らの宗教生活、信仰生活の基本があつたのです。そうすることによって、知らずに犯した罪を神によって赦していただき、神の愛顧を回復・継続してもらうことを願ったのです。

知らずに犯した罪は、それでいいとして、そこで罪を思い出したら、どうしたらよいのでしょうか。神殿に行こうと準備しているときのことではありません。もう着い

ているのです。人は、自分に何かうらみをいだいている兄弟のいることを、そういうところで思い出すのです。

そのとき二つの可能性が考えられます。そのまま犠牲をささげることです。というのも、むしろそうすることによって、いま思い出した罪も赦してもらえると考えるからです。果たしてそうでしょうか。そんなことだれかが教えているのでしょうか。聖書にあるのでしょうか。

イエスは、別の行動を命じています。「供え物を祭壇の前に置いて、まず行って兄弟と仲直りし、それから帰って来て、供え物を献げ」ということです。礼拝を妨げている、神への道を阻んでいるのは傷ついている兄弟です。その関係の回復の努力なしに、神との関係の回復も継続もないのです。ここから見れば、さっきの最初の行為、そのまま犠牲をささげることが、罪の赦しを、自分でわがものにしようとすること以外ではありません。それは「偶像をもてあそぶこと」（ボンヘツファー）と言わなければならぬのです。

さていつそう切迫した事例を、イエスは語っています。

あなたを訴える人と一緒に道を行く場合、途中で早く和解しなさい。さもないとその人はあなたを裁判官に引き渡し、裁判官は下役に引き渡し、あなたは牢に投げ込まれるに違いない。はっきり言っておく。最後の一クアドランスを返すまで決してそこから出ることはできない（二五〜二六節）。

「あなたを訴える人と一緒に道を行く場合」とあります。裁判所に、原告（裁判に訴えた人）と被告（訴えられた人）が一緒に行く光景は、ふつうは私も見ませんけれども、裁判の開始時刻は決まっているでしょうから、小さな村などでは、ありうることでした。

イエスは「途中で早く」和解しなさいと言っています。このイエスの勧めは実際的なものです。争いや対立は時間がたてばたつほど解決は難しくなります。こちらが悪いけれど向こうも悪いと考えるようになります。場合によっては、問題は個人から集団へと拡大します。悪はさらなる悪を誘発し、どちらが悪か結局は分からなくなってしまうのです。

しかし私どもが「早く」和解しなければならぬもつと重大な理由をイエスは暗示しています。イエスはここで「裁判官」という言葉で、神を考えているからです（ローマ一四・一〇〜一二他）。人はだれもそのような裁きの、決定的裁きの神へと向かう「途中」にあるのです。支払いきれない負債、すなわち罪をもって私ども終わりを迎えることになるのでしょうか（六・一二参照）。

しかし今日の箇所から私どもが聞くべきことはそれだけであってはなりません。私どもはなお兄弟たち姉妹たちと「一緒に道を行っている」のではないのでしょうか。まだ途中にあるのではないのでしょうか。この事実は大きい。（今はまだ恵みの時）。兄弟たちがいます。姉妹たちがいます。和解の時が、仲直りの時があります。負債を返すことのできる時が与えられています。赦しと交わりの中で生きることが許されています。それゆえその現実生きてまいりましょう。

（二〇二二・七・三一）